

指定管理者指定申請に係る質問回答書

茨城県土木部都市局下水道課

茨城県流域下水道事務所

令和8年7月6日付公告した県西流域下水道指定管理者の指定申請に係る令和8年8月13日までに受け付けた質問に対する回答は、下記のとおりです。ただし、当該回答はすべてにおいていかなる時においても有効とするのではなく、運用や協定締結等において変更をする場合があります。

No.	質 問 事 項	回 答	備 考
1	別紙6別添「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き」 指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き3ページ目の表 ②物価等（業務委託費・光熱費）を見ますと、基準額をベースとし5 年間の金額が算出されています。 委託の内容によっては毎年ではなく隔年で発生するケースも想定さ れます（脱臭剤の交換等）が、5年間で想定される委託全てを5年で 均した基準額をご提案する必要があるのでしょうか。それとも委託の 物件別に個々に基準額が算出されるのでしょうか。	募集要項別紙6-1「県西流域下水道指定管理料の変動に関 する運用（その1）」1(3)「賃金水準及び物価水準等の変動によ るもの」に記載された経費（「ア 人件費」及び「イ 光熱水 費」）がスライド制度の対象となり、業務委託費はスライド制度 の対象外となります。	
2	別紙6別添「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き」 指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き5ページ目の 「(6) 上記（1）の人件費相当額が減少した場合の精算」において 「実績報告書の収支状況に記載の～人件費」と記載されていますが、 実績報告書の収支状況に記載の人件費の算出根拠は何が必要となるの でしょうか。	仕様書関係様式中、様式9-4別表1「人件費明細表」におけ る記載内容を、実績報告書の収支状況に記載された人件費の算 出根拠として取り扱うことを想定しています。 なお、県が必要と判断した場合には、募集要項7(2)の規定に 基づき、様式への補記、詳細な資料の提出等を求めることがあ ります。	
3	別紙6-2「県西流域下水道指定管理料の変動に関する運用(その2)」 別紙6-2 県西流域下水道指定管理料の変動に関する運用（その2） において精算対象とされている項目は、実際に要した費用と同額の精 算が行われるという認識でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	